地域医療を確保するための人材確保に係る福岡県シルバー人材センター連合会との協定について

公益社団法人 福岡県医師会

1. 協定締結の経緯

○協定締結の経緯

近年、医療現場では、看護職員だけでなく、看護補助者や受付事務、患者送迎の運転手、院内の軽作業を行う職員等の確保が困難になっている。

今後さらに、「支え手となる現役世代」が急速に減少し、医療従事者の確保がより一層困難になる点を踏まえ、60歳以上の方の長年にわたり培われた豊かな知識や経験と優れた技術力を医療現場で活かしていただき、地域医療の確保に繋げることを目的に、公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会へ人材確保に係る協定の締結について提案をさせていただき、今般、協定締結に至った。

2. 福岡県内のシルバー人材センター

福岡県内では、42のシルバー人材センターが54の市町村に於いてシルバー事業を実施しており、約24,000名の会員を擁している。

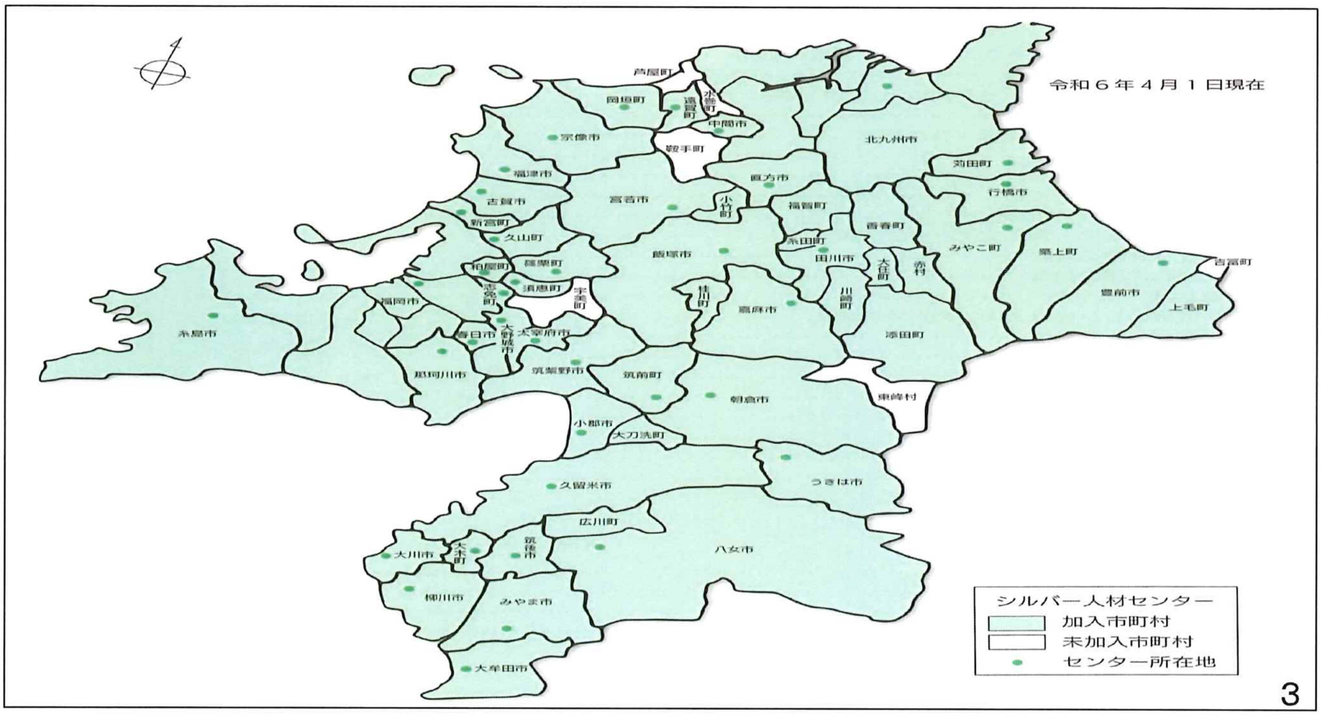

3

---

3. 協定の内容①

公益社団法人福岡県医師会と公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会との
地域医療の確保及び高齢者の健康・生きがいのための就労等に向けた連携に関する協定

公益社団法人福岡県医師会（以下「甲」という。）と公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会（以下「乙」という。）とは、相互の連携により福岡県内の地域医療の確保並びに高齢者の就労等の推進を図り、地域の活性化に貢献することを目的として、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、甲と乙が緊密な連携を図り、福岡県内における地域医療の確保並びに高齢者の健康・生きがいのための就労等を推進し、地域の活性化に貢献することを目的とする。

（連携事項）
第２条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し、協力する。
（１）高齢者の健康・生きがいのための就労の推進に関する事項
（２）高齢者が活躍できる就業機会の創出に関する事項
（３）高齢者の健康維持・増進に関する事項
（４）その他両者の協議により、連携による取組みが必要と認められる事項
２　甲と乙は、連携事項を推進するにあたっては、関係団体等と連携するよう努めるものとする。

（協定内容の変更）
第３条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の期間）
第４条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和７年３月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の１か月前までに甲又は乙のいずれか一方から相手先に対し書面による申し出がない限り、同一内容で本協定を１年間更新するものとし、以後も同様とする。
２　甲又は乙のいずれかが、本協定の解除を希望する場合は、解除しようとする日の１か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解除することができる。

（守秘義務）
第５条　甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報（個人情報を含む。）を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、本協定に基づく活動の範囲を超えて第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令に定める場合はこの限りでない。

（協議）
第６条　本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲と乙は誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和６年 11 月 13 日

甲　福岡県福岡市博多区博多駅南２－９－30
　　公益社団法人福岡県医師会

　　会長　蓮澤浩明

乙　福岡県福岡市博多区吉塚本町９－15
　　公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会

　　会長　中川伸司

3. 協定の内容②

（目的）
第１条　本協定は、福岡県医師会（甲）と福岡県シルバー人材センター連合（乙）が緊密な連携を図り、福岡県内における地域医療の確保並びに高齢者の健康・生きがいのための就労等を推進し、地域の活性化に貢献することを目的とする。

（連携事項）
第２条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し、協力する。
（１）高齢者の健康・生きがいのための就労の推進に関する事項
（２）高齢者が活躍できる就業機会の創出に関する事項
（３）高齢者の健康維持・増進に関する事項
（４）その他両者の協議により、連携による取組みが必要と認められる事項
２　甲と乙は、連携事項を推進するにあたっては、関係団体等と連携するよう努めるものとする。

4. 協定締結式

※上記写真は提供可能です。事務局までご連絡ください。

5. シルバー人材センターへの依頼業務内容

医療機関より、シルバー人材センターに依頼する業務は、以下の内容が考えられる。

業　務	内　容
送迎	患者の送迎
	送迎車への添乗
清掃	院内・駐車場等清掃
	器具洗浄
	リネン交換・ベッドメイク
調理補助	食材の下準備、盛り付け等
	配膳、下膳、配膳車の運搬
受付業務	受付案内
	受付事務補助、カルテ整理
その他補助	看護補助、保育補助、理学療法士補助

6. まとめ

医療機関の安定的な運営のためには、医師や看護職員等の医療専門職だけでなく、送迎や清掃、各種補助作業等の一般的な作業を担っていただく人材も必要不可欠。

県民の誰もが住みなれた地域で、安心して医療を受けられるよう、地域医療の維持・確保を目的に、60歳以上の方の長年にわたり培われた豊かな知識や経験と優れた技術力を医療現場で活かしていただけるよう、本会としても、引き続き、環境整備に努めていく。